

## 2012年度ITP-AA派遣滞在費月額

(派遣先の地域・都市・期間別の滞在費月額)

\*月額は毎年度見直されるため、変更される場合がある。

地域区分	月額	地域名・都市名 <small>注1)</small>
指定都市	255,000円	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャンの14都市
甲地域	204,000円	北米、欧州、中近東の各国  (ただし、欧州地域のうち、次の各国を除く。 アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、セルビア・モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア=>これらの各国は乙地域に区分される)  主な都市：ポストン、シアトル、アンカレッジ、ホノルル、シカゴ、ニューオリンズ、バンクーバー、トロント、モントリオール、アムステルダム、コペンハーゲン、フランクフルト、マドリード、チューリヒ、ブリュッセル、ローマ、ハンブルグ、ウィーン、エルサレム
乙地域	178,500円	指定都市、甲地域、丙地域以外の各国（オセアニア地域はここに区分される）  主な都市：ソウル、ジャカルタ、マニラ、バンコク、ヤンゴン、クアラルンプール、プラハ、ブダペスト、ソフィア、タシケント、サンクトペテルブルク、シドニー、メルボルン、ウェリントン
丙地域	153,000円	アジア、中南米、アフリカの各国  (ただし、アジア地域のうち、次の各国を除く。 シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシア、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港、カンボジア、ラオス、ベトナム=>シンガポールは指定都市、その他の各国は乙地域に区分される)  主な都市：北京、上海、台北、メキシコシティ、リマ、サンパウロ、リオデジャネイロ、ブエノスアイレス、カイロ、ナイロビ、ケープタウン

注1) ここにあげられている地域名・都市名は、国家公務員等の旅費支給規程で使用されている区分を準用したものであり、実際の派遣先に対応するものではありません。

- \* 滞在日数が一月に満たない月の滞在費は、日割り計算することを原則とします。
- \* 派遣先が複数都市に渡る場合は、滞在都市毎に滞在費を措置します。
- \* 予算状況により滞在費の支給調整を行うことがあります。

(2011年 8月 29日ITP-AA委員会)